

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○汚染土壌処理業の許可申請	(環境対策課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	二
○海岸保全区域の指定	(同)	三
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○海岸保全基本計画の変更の公表	(河川課)	四
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	四
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(同)	四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(五件)	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(十三件)	(下水道課)	一〇
○土地改良区役員の住所変更の届出	(仙台地方振興事務所)	一四
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	一五

ページ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁施設整備課) 一七

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令 一七

○公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令 一八

監査委員

○財政的援助団体等の監査結果の公表 一九

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表(二件) 二四

○定期監査の結果の公表 二五

内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病に係る指示 二九

○オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流の禁止 二九

告 示

○宮城県告示第三百九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第二項の規定により汚染土壌処理業の許可の申請があったので、汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱(以下「要綱」という。)第十八第一項の規定により告示し、同第二項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第二十の規定により意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

1 名称 ジオテクノス株式会社

2 住所 東京都墨田区押上一丁目一番二号

3 代表者の氏名 代表取締役 吉川 俊二

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

塩竈市港町一丁目八番

三 新設又は変更の別

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町志津川字塩入一八二番二〇地先から 同郡同町志津川字竹川原三番三地先まで		前 A 後 B		三・五 六・〇		四・五三・九		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 A 前 B		三・五 六・〇		四・五三・九		

○宮城県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	関上港線	名取市関上字佛文寺二〇番六地先から 同市小塚原字北中塚一〇六番一地先まで	平成二十八年 四月三十日

○宮城県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字塩入一八二番二〇地先から 同郡同町志津川字竹川原三番三地先まで	平成二十八年 三月二十九日

○宮城県告示第三百十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一〇号）第二条の三第一項の規定に基づき、仙台湾沿岸海岸保全基本計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（県政情報センター）、東部地方振興事務所（県政情報コーナー）及び気仙沼地方振興事務所（県政情報コーナー）においてこれを公表する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。
平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鹿妻急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

- 石巻市 湊字鹿妻山 百六番二 一号
- 百六番一 四号及び五号
- 二番 六号から十号まで
- 一番二十 十三号
- 一番三 十四号

- 伊原津一丁目 四百二十番 二号及び三号
- 鹿妻北一丁目 四百七十二番 十一号及び十二号

○宮城県告示第三百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規

定により指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鹿妻急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

石巻市 湊字鹿妻山 一番十五 一号

二百六番九 二号

二百六番一 三号及び四号

二番 五号から九号まで

鹿妻北二丁目 四百七十二番 十号及び十一号

湊字鹿妻山 一番二十 十二号

一番三 十三号

○宮城県告示第三百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項に関する事	縦覧場所
北塩内	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字村田字北塩内（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
船岡南一丁目1	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町船岡南一丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
熊野沢	土石流	黒川郡大衡村奥田字石田、字熊野沢、字原（次の図のとおり）	次の図のとおり	
下屋敷沢	土石流	黒川郡大衡村奥田字下屋敷（次の図のとおり）		

幕ノ沢	土石流	黒川郡大衡村大森字明神、字幕ノ沢（次の図のとおり）
持足沢2	土石流	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内前、字持足（次の図のとおり）
堤下沢	土石流	黒川郡大衡村大森字堤下（次の図のとおり）
彦右衛門橋の3	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋（次の図のとおり）
彦右衛門橋の4	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋（次の図のとおり）
新堀の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村駒場字新堀（次の図のとおり）
新堀の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村駒場字新堀（次の図のとおり）
竹ノ内沢の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢（次の図のとおり）
羽前場	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村奥田字羽前場（次の図のとおり）
2 鍛冶屋敷の	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大衡字鍛冶屋敷（次の図のとおり）
彦右衛門橋の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋（次の図のとおり）
鎌砥裏の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字鎌砥裏（次の図のとおり）
打館	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字打館、字大森上（次の図のとおり）
下業師	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字下業師（次の図のとおり）
西股	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字西股（次の図のとおり）
上ノ沢の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村奥田字上ノ沢（次の図のとおり）
明神	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字明神（次の図のとおり）
上畑の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字上畑（次の図のとおり）
上畑の3	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字上畑（次の図のとおり）
上畑の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大衡村大森字上畑（次の図のとおり）

権現山	山下	西沢	湯元の2	新屋敷の6	青崎の沢	小塩の沢	磯ヶ沢	藤松下沢	稲荷沢	程沢2	程沢1	上沢1	大樋	高橋	石田	2竹ノ内沢の	持足の2	持足の1	上ノ沢の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市古川荒谷字権現山(次の図のとおり)	大崎市古川長岡字茂木(次の図のとおり)	大崎市三本木字西沢(次の図のとおり)	大崎市鳴子温泉字河原湯、字湯元、字上鳴子(次の図のとおり)	大崎市鳴子温泉字新屋敷(次の図のとおり)	大崎市田尻小塩字洪取、字青崎、字障子合二、字障子合一(次の図のとおり)	大崎市田尻小塩字大宮南、字塩沢二(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字藤松下(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字推路山、字七曲(次の図のとおり)	大崎市三本木秋田字東沢中、字松長根、字五輪沢、字棧婦(次の図のとおり)	大崎市三本木伊場野字程沢、字館崎、字程沢(次の図のとおり)	大崎市三本木伊場野字上ノ沢、字中ノ坊、字館崎(次の図のとおり)	大崎市三本木伊場野字大樋、字持足(次の図のとおり)	黒川郡大衡村大衡字大樋、字持足(次の図のとおり)	黒川郡大衡村大衡字高橋、字奥田東(次の図のとおり)	黒川郡大衡村奥田字石田、字原、字熊野沢、字五十沢(次の図のとおり)	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内沢(次の図のとおり)	黒川郡大衡村大衡字持足、字鍛冶屋敷(次の図のとおり)	黒川郡大衡村大衡字持足(次の図のとおり)	黒川郡大衡村奥田字上ノ沢(次の図のとおり)
次の図のとおり																			
													宮城県土木部防砂防課及び宮城北部土木事務所						
高石	上町の2	寺内上沢	塩手	町の3	町の4	小塚裏畑	尾崎前	町の2	尾崎前の2	大森の2	横川	成田の2	成田の1	大忍寺沢	祥雲寺	天王沢	落合	鹿野沢	沼下の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市南方町字高石(次の図のとおり)	登米市登米町寺池字桜小路、字上町(次の図のとおり)	登米市東和町米川字寺内(次の図のとおり)	石巻市福地字塩手、字町(次の図のとおり)	石巻市福地字町、字町頭(次の図のとおり)	石巻市福地字町頭(次の図のとおり)	石巻市相野谷字旧会所脇、字杉ヶ崎(次の図のとおり)	石巻市三輪田字尾崎前(次の図のとおり)	石巻市福地字町(次の図のとおり)	石巻市三輪田字尾崎前(次の図のとおり)	石巻市大森字大平、字内田(次の図のとおり)	石巻市福地字町(次の図のとおり)	石巻市相野谷字旧会所脇、成田字小塚宅地(次の図のとおり)	石巻市相野谷字杉ヶ崎、成田字小塚宅地(次の図のとおり)	石巻市福地字町(次の図のとおり)	石巻市福地字町(次の図のとおり)	大崎市三本木字天王沢、字鹿野沢(次の図のとおり)	大崎市古川雨生沢字皂沢(次の図のとおり)	大崎市三本木字鹿野沢、字天王沢(次の図のとおり)	大崎市三本木桑折字沼下(次の図のとおり)
次の図のとおり																			
															宮城県土木部防砂防課及び宮城北部土木事務所				

太田一丁目 の1・2目	太田一丁目 の1・1目	八日町一丁目 目1・2	八日町一丁目 目1・1	三日町一丁目 目の2・1・3	三日町一丁目 目の2・1・1	林の沢	東川内沢3	東川内沢2	東川内沢	松ヶ峰沢	中川内沢	曾坊堂沢2	上川内沢2	上川内沢	西川内沢	下川内沢4	下川内沢3	下川内沢2	下川内沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流													
気仙沼市太田一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市太田一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市八日町一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市八日町一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市三日町一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市三日町一丁目(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町林の沢(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町東川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町東川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町東川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町松ヶ峰(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町中川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町上川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町上川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町西川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町下川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町下川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町下川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町下川内(次の図のとおり)	気仙沼市本吉町下川内(次の図のとおり)

次の図のとおり

宮城県土木部防
災砂防課及び宮
城気仙沼土木
事務所

5 山根城場1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
4 山根城場1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
3 山根城場1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
2 山根城場1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
1 山根城場1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
下要害1・3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
下要害1・2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
下要害1・1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
尾持沢の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
尾持沢の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
滝之頭	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)
浜見山1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町下要害(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

持足沢1	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	黒川郡大衡村大衡字竹ノ内前、字持足(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所

上沢2	土石流	大崎市三本木伊場野字上ノ沢、字崎、字中ノ坊(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
二の構の2	急傾斜地の崩壊	大崎市岩出山字二ノ構、字城山(次の図のとおり)	
原	地すべり	大崎市鳴子温泉鬼首字百目木、字上田中前、字上矢木、字八幡原、字中田野(次の図のとおり)	
横川沢	土石流	石巻市福地字町頭(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
山畑の1	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字山畑(次の図のとおり)	
旧会所脇	急傾斜地の崩壊	石巻市相野谷字旧会所脇(次の図のとおり)	
上川内沢3	土石流	気仙沼市本吉町上川内(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
上川内沢4	土石流	気仙沼市本吉町上川内(次の図のとおり)	
三日町一丁目 の2 1 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市三日町一丁目(次の図のとおり)	
浜見山1 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浜見山(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百二十三号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 松島町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年十一月八日から平成三十年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年三月十九日から平成二十九年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

都市計画事業の認可(平成二十六年七月二十二日宮城県告示第六百四十八号)の事業地のうち、宮城県亘理郡山元町坂元字町東地内において事業地の一部を変更する。

2 使用の部分

都市計画事業の認可(平成二十六年七月二十二日宮城県告示第六百四十八号)の事業地のうち、宮城県亘理郡山元町坂元字町東及び、字荒井、字道合、字大谷地地内において事業地の一部を変更する。

○宮城県告示第三百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年三月十九日から平成二十九年三月三十一日

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十五年三月二十九日から平成二十八年十二月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画公園事業

2 名称

六・五・二号 石巻市総合運動公園

三 事業施行期間

「平成二十二年一月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十二年一月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

宮城県石巻市南堺字外谷、字大樋、字新小堤、字大坪地内

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

仙台市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市阿武隈川下流域圏連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十七年十月十九日から平成二十八年三月三十一日まで」を、「昭和五十七年十月十九日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十三年二月四日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和三十三年二月四日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

昭和三十三年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第千九百九十三号、昭和四十二年建設省告示第千九百六十一号、昭和四十二年建設省告示第千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第千八百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第千三百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第千七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第千六百六十四号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十六号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第千三百三十四号、平成元年宮城県告示第千三百六号、平成元年宮城県告示第千三百一十一号、平成五年宮城県告示第千四百四十五号、平成五年宮城県告示第千四百七十号、平成五年宮城県告示第千四百七十一号、平成五年宮城県告示第千四百七十二号、平成七年宮城県告示第千九十二号、平成七年宮城県告示第千七百三十六号、平成八年宮城県告示第千三百八十一号、平成九年宮城県告示第千五百六号、平成十年宮城県告示第千九百六号、平成十一年宮城県告示第千三百二十七号、平成十三年宮城県告示第千三百五十七号、平成十五年宮城県告示第千七百五十三号、平成二十一年宮城県告示第千二百五十五号、平成二十二年宮城県告示第千五百七十七号、平成二十七年宮城県告示第千三百八十二号の事業地に仙台市若林区荒浜字一里塚の一部を削る。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

白石都市計画下水道事業

2 名称

白石市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十三日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十三日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

名取市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十六日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十六日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

角田市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

角田市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年三月十四日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月十四日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十三年宮城県告示第二百二十五号、昭和六十年宮城県告示第三百五十一号、平成二年宮城県告示第五百二十一号、平成六年宮城県告示第四百三十三号、平成八年宮城県告示第四百六十三号、平成九年宮城県告示第四百五十二号、平成十一年宮城県告示第一千九十八号、平成十二年宮城県告示第九百四十一号、平成十六年宮城県告示第四百十八号、平成二十二年宮城県告示第五百四十七号及び平成二十六年宮城県告示第七百三十号の事業地に、角田市角田字牛館、横倉字新田、横倉字土地掛、横倉字今谷、角田字町田、梶賀字東、佐倉字西中前、佐倉字中前、佐倉字八枚田、佐倉字萱場及び佐倉字萱場下の一部の区域を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称
 岩沼市
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十七年十二月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和四十七年十二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称
 大河原町
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大河原都市計画下水道事業

2 名称

大河原町流域関連公共下水道
 三 事業施行期間
 「昭和五十二年二月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十二年二月一日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称
 村田町
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

村田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年三月七日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月七日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

柴田町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

柴田都市計画下水道事業

2 名称

柴田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十九日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

丸森町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

丸森都市計画下水道事業

2 名称

丸森町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十一年一月十日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和六十一年一月十日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称

巨理町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

巨理都市計画下水道事業

2 名称

巨理町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十五年二月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで」を「昭和五十五年二月二十二日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

一 施行者の名称
山元町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称
1 種類

山元都市計画下水道事業
2 名称

山元町特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月三十日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二年一月三十日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大衡村

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

大衡村流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成元年二月三日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成元年二月三日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十八年三月二十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

理事	役職名		変更後		変更前	
	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
渡辺 成寿	巨理郡山元町高瀬字赤坂七十八番地二	渡辺 成寿	巨理郡山元町高瀬字南中須賀百六十四番地			

公 告

○県営多賀城地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更）に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営多賀城地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

概要書

平成二十八年三月二十九日から平成二十八年四月二十六日まで

三 縦覧場所

多賀城市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十八年四月二十六日

2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八二一八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町四一十七

電子メールアドレス s d s g s i n k k s @ P r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、多賀城市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 気仙沼市四反田五十七番一の一部、六十番、六十二番一、六十三番一、六十三番三の一部、六十三番七の一部、六十四番、六十五番、六十六番一、六十七番、六十八番の一部、六十九番一の一部、七十番三の一部、五十七番一地先の道の一部、六十六番一地先の水の一部

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種一号）二百キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十八年四月二十六日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百キロリットル 平成二十八年五月二十キロリットル 平成二十八年八月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合であつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 鈴木 秀一 電話〇二二二二一一一三六二二）

2 入札説明書の交付期限

平成二十八年四月十二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年四月十二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十八年四月十八日午前九時から平成二十八年四月二十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十八年四月二十一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、

入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十八年四月二十二日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.1) 200 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : April 26, 2016
- 3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : April 21, 2016, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Shuichi Suzuki, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十八年三月二十九日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県石巻北高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 東海リース株式会社仙台支店 仙台市青葉区中央四丁目十番三号
- 五 落札金額 一億四千七百九十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年二月五日

議 会

○宮城県議会訓令第第三号

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月二十九日

宮城県議会議長 安 部 孝
宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例施行規程（平成十一年宮城県議会訓令第第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「異議申立てに」を「審査請求に」に、「決定」を「裁決」に、「当該異議申立てが

不適法であるためにこれを却下するとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について条例第十二条第三項に規定する反対の意思を表示した意見書（次条において「反対意見書」という。）が提出されている場合を除く。）

第八条第一項第一号及び第二号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「異議申立てに係る開示決定等について、条例第十二条第三項に規定する反対の意思を表示した意見書」を「審査請求に係る公文書の開示について反対意見書」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条第四項中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十四条中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十五条の見出しを「意見書等の提出」に改め、同条中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第十六条の見出しを「提出資料の写しの送付等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「異議申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」を加え、「それらの写し」を「当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十六条に第一項として次の一項を加える。
審査会は、第十三条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第十七条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改める。
第十八条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。
様式第三号ならびに様式第六号並びの規定中

「(教示)」

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があつた日から6箇月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

「(教示)」

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県議会議長に審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があつた日から6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県議会議長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ひきかへ。

様式第二十号

「(教示)」

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、議長に異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があつた日から6箇月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

「(教示)」

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県議会議長に審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があつ

た日から6か月以内）に宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県議会議長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 上記の「開示を実施する年月日」までに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による開示処分等の執行停止の申立てがない場合は、貴殿（貴団体）に関する情報を開示することになりますので、承知願います。

ひきかへ。

様式第二十号 「異議申立てに」や「審査請求に」ひきかへ。
様式第二十号 「異議申立てに」ひきかへ。
様式第二十号 「異議申立てに」ひきかへ。
様式第二十号 「異議申立てに」ひきかへ。

異議申立年月日	年 月 日	宮議第 号
異議申立ての対象となつた決定	(決定の内容)	

や

審査請求年月日	年 月 日	宮議第 号
審査請求の対象となつた決定等	(決定等の内容)	

ひきかへ。

取 組
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(総務課)

2 この訓令の施行の日前にされた異議申立てについては、なお従前の例による。
 ○宮城県議会訓令第4号

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

宮城県議会議長 安 部 孝

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令
 公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程（平成十六年宮城県議会訓令第
 第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第三項」を「第十六条第五項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成28年 3月29日

宮城県監査委員 中 山 耕 一
 宮城県監査委員 坂 下 賢
 宮城県監査委員 藤 鏡 子
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
 下記のとおり。

2 監査結果

平成26年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
-------	-------	-------------

阿武隈急行株式会社	28. 1. 14	1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、阿武隈急行線の運行管理事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 384,000,000円（資本金 1,500,000,000円） 〔補助金〕 阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金 22,009,000円 3 監査の結果 期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。
公益財団法人 宮城県伊豆沼・内沼 環境保全財団	27. 12. 25	1 団体の事業概要 伊豆沼・内沼の自然環境保全及び活用に関する調査研究、自然保護思想の普及啓発事業等を行うほか、宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円（基本財産 263,556,435円） 〔公の施設の管理〕 宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリーセンター 28,724,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県文化振興財団	28. 1. 20	1 団体の事業概要 文化活動の一層の活性化を図るため、文化芸術活動の振興及び支援等を行うほか、宮城県民会館の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,155,000,000円（基本財産 1,158,000,000円） 〔公の施設の管理〕 宮城県民会館（東京エレクトロホール宮城） 130,209,000円 3 監査の結果 （宮城県民会館管理運営共同企業体の一員） 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき

公益財団法人 慶長遣欧使節船協会	27. 10. 29	<p>き指摘事項はなかった。</p> <p>1 団体の事業概要 地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的事績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行うほか、宮城県慶長使節船ミュージアム(サン・フアン館)の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円(基本財産 1,080,879,600円)</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県慶長使節船ミュージアム 146,240,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,722,600,000円(基本財産 2,823,200,000円)</p> <p>〔補助金〕 農地集積・集約化対策事業費補助金 105,044,000円 新規就農者支援事業補助金 18,038,000円 草地畜産基盤総合整備事業費補助金 7,030,000円</p> <p>〔交付金〕 元気のできるみやぎの担い手育成・確保推進交付金 12,061,000円</p> <p>東日本大震災農業生産対策交付金 3,000,000円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成26年度末残高 600,000円 農業生産法人出資育成事業 146,238,813円 宮城県農業公社退職手当資金貸付金 142,656,939円 就農支援資金貸付金 1,000,000円 新規参入者定着支援資金貸付金</p> <p>〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成26年度末借入金残高 3,068,000円 農用地賃貸借事業資金 66,311,000円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県岩出山牧場 76,197,000円</p> <p>3 監査の結果 (1) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経営改善を図る必要がある。 (2) 牧場経営(白石牧場、牡鹿牧場)の改善が図られていないと認められたので、抜本的な見直しや改善を図る必要がある。 (3) 農地保有合理化事業及びWC・S収獲調整・供給事業において、長期未収金が認められたので、引き続き適切な債権管理を図る必要がある。 (4) 工事請負代金において、支払遅延が認められたので、改善を図る必要がある。 (5) 受注工事の下請負(外注注文)において、発注者の承諾を得ないで工事を請け負わせていると認められたので、改善を図る必要がある。 (6) 立替金において、不明瞭な事務処理が認められたの</p>
地方独立行政法人 宮城県立こども病院	28. 1. 13	<p>1 団体の事業概要 「宮城県小児総合診療科医療整備基本計画」に基づき、妊娠、出産から乳幼児期、思春期、成人に至る全ての成長過程において、高度で専門的な医療の提供を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,234,086,843円(資本金 1,234,086,843円)</p> <p>〔補助金〕 周産期母子医療センター運営事業補助金 19,257,000円 地域療育支援施設運営事業補助金 6,840,000円 新人看護職員研修事業補助金 745,000円</p> <p>〔負担金〕 運営費負担金 1,932,923,000円 職員研修派遣負担金 30,880,055円</p> <p>〔貸付金〕 運営費貸付金(短期) 250,000,000円 長期貸付金に係る平成26年度末残高 8,102,918,375円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	
公益社団法人 みやぎ農業振興公社	27. 11. 5	<p>1 団体の事業概要 地城農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産</p>	

<p>公益社団法人 宮城県青果物価格安 定相互補償協会</p>	<p>28. 1. 12</p>	<p>1 団体の事業概要 主要青果物生産の安定供給と生産農家の経営安定を図るため、生産者及び農業関係団体等が負担した補償準備金を基に出荷販売価格の低落に際し、これを補填する相互補償事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 172,000,000円 (長期預り金 41,408,000円) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>で、改善を図る必要がある。</p>
<p>公益財団法人 みやぎ林業活性化基 金</p>	<p>28. 2. 5</p>	<p>1 団体の事業概要 森林の公益的機能の維持・増進を図るための適正管理に関する啓発指導及び林業労働者の育成・確保に努め、普及啓発事業、就労条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センター事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (基本財産 500,300,000円) 〔補助金〕 森林整備加速化・林業再生事業費補助金 36,385,064円 森林整備担い手対策基金事業補助金 4,038,000円 温暖化防止森林づくり担い手確保事業補助金 462,000円 林業担い手育成確保対策事業補助金 350,000円 3 監査の結果 (1) 会計帳簿等において、極めて不適切・不明瞭な整備状況が認められたので、改善を図る必要がある。 (2) 貸借対照表の普通預金計上額について、預金残高金額と相違が認められたので、改善を図る必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 県土の保全、森林資源の造成、水資源のかん養及び自然環境の保全を図るため、造林及び育林等に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円 (基本財産 101,522,095円)</p>
<p>一般財団法人 みやぎ建設総合セン ター</p>	<p>28. 1. 12</p>	<p>1 団体の事業概要 建設産業の構造改善を促進するため、建設産業振興事業、人材育成・職業能力の向上事業、技術開発事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 150,000,000円 (基本財産 5,000,000円) (運用財産 320,000,000円) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>(長期預り金 299,134,422円) 〔補助金〕 森林育成事業補助金 182,970,385円 森林整備加速化・林業再生事業費補助金 40,970,722円 温暖化防止森林づくり推進事業補助金 66,878,902円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成26年度末残高 分収林事業運営資金 861,567,305円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県道路公社</p>	<p>27. 11. 5</p>	<p>1 団体の事業概要 地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るため、道路の新設、改良、維持、修繕の事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 9,765,000,000円 (基本金 9,765,000,000円) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 5,067,856円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成26年度未借入金残高 仙台松島道路事業 17,111,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要</p>
<p>宮城県開発株式会社</p>	<p>27. 10. 29</p>	<p>1 団体の事業概要</p>	<p>1 団体の事業概要</p>

	<p>石巻港における倉庫業としての輸出入木材保管業務、船舶給水事業及び砕石供給販売事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 30,000,000円 (資本金 90,000,000円)</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益社団法人 宮城県バス協会</p> <p>27. 12. 3</p> <p>1 団体の事業概要 旅客自動車運送事業の公益性維持と健全な発展を図るため、輸送の安全・環境に係る普及事業やバス輸送改善推進事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 宮城県バス事業振興補助金 421,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県住宅供給公社</p> <p>28. 1. 22</p> <p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合住宅の供給、宅地の分譲事業及び公営住宅の管理事業等を行うほか、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円 (資本金 21,850,000円)</p> <p>〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 8,846,541円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成26年度末残高 528,065,000円 賃貸住宅建設資金 477,000,000円 宮城県住宅供給公社経営健全化資金 27,889,587円</p> <p>〔公の施設の管理〕 改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅 27,889,587円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益財団法人 宮城県体育協会</p> <p>27. 11. 25</p> <p>1 団体の事業概要 スポーツの振興や県民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境を整備するため、競技力向上事業、生涯スポーツ事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 75,000,000円 (基本財産 137,060,000円)</p> <p>〔補助金〕 スポーツ選手強化対策費補助金 128,622,000円 地域スポーツ活動推進費補助金 1,608,000円 東北総合体育大会費補助金 231,560,027円 国民体育大会費補助金 67,822,062円</p>	<p>石巻赤十字病院</p> <p>27. 12. 1</p> <p>1 団体の事業概要 医療法に定められた公的医療機関であり宮城県北東部の中核病院として、救急医療、重症治療、災害医療等の高度で専門的な医療の提供を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 地域救命救急センター運営費補助金 40,576,000円 周産期母子医療センター運営事業補助金 15,603,000円 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 9,021,000円</p> <p>感染症指定医療機関運営事業費補助金 3,424,000円 宮城県受入困難事案患者受入医療機関支援事業補助金 1,901,000円</p> <p>救急患者退院コーディネート事業補助金 1,416,000円 産科医等確保支援事業補助金 1,266,000円 医療勤務環境改善事業補助金 1,134,000円 新人看護職員研修事業補助金 1,067,000円 看護師確保緊急対策事業補助金 988,000円 院内口腔管理体制整備事業補助金 800,000円 助産師出向助成事業補助金 717,000円 へき地医療拠点病院運営費補助金 610,000円 リハビリテーション支援事業補助金 250,000円 防災訓練等参加支援事業補助金 195,000円 看護師等養成所運営費補助金 18,398,000円 石巻地域医療再生事業補助金 1,092,060,000円 〔利子補給〕</p>

<p>公益財団法人 宮城県視覚障害者福祉協会</p>	<p>27. 11. 25</p>	<p>1 団体の事業概要 視覚障害者の福祉向上の理念に基づき、自立と社会参加するための支援事業等を行っており、宮城県視覚障害者情報センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県視覚障害者情報センター 監査の結果 54,427,000円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>27. 12. 10</p>	<p>1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行っており、宮城県母子・父子福祉センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子・父子福祉センター 監査の結果 16,600,000円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>地域の中核的な病院整備推進事業 70,000,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体</p>	<p>27. 12. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 一般財団法人宮城県下水道公社及び株式会社ウオーターエージェンシーからなる共同事業体で、仙塩流域下水道、鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 仙塩流域下水道 鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道588,179,000円 1,667,712,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>28. 2. 3</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査・普及等、社会福祉法に基づき第一種及び第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修、その他地域福祉の推進を目的とした各種事業を行うほか、宮城県船形コロニー等の指定管理業務を行っている。 2 前回監査指摘事項の内容 生活福祉資金償還における多額の収入未済のうち特に長期滞納者の債権管理において、個別把握に基づく適切な管理が行われていないので、債権の管理体制について改善する必要がある。 3 確認監査の結果 長期滞納者に対する法的措置など今後も検討を進めなければならぬ課題はあるが、適切な債権管理に向けた体制が構築されつつあることが確認された。</p>	<p>企業体 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 (確認監査) 34,404,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県母子福祉連合会</p>	<p>27. 12. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 1 団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行っており、宮城県母子・父子福祉センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子・父子福祉センター 監査の結果 16,600,000円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>			

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成25年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

宮城県監査委員	中山耕一
宮城県監査委員	坂下賢
宮城県監査委員	工藤鏡子
宮城県監査委員	成田由加里

第1 監査結果の報告

平成25年度の包括外部監査の結果（県水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成26年3月28日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日（第2回目）

平成28年3月11日

第3 措置の内容

1 個別検出事項

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成25年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	5 契約事務 (3) 委託評価の 未実施 【意見】	継続的かつ多額の委託料を伴う業務委託について、委託評価を実施しない合理的理由があるといえるか疑問である。 (P52)	平成28年4月1日から新たな契約となる「仙塩・仙台園工水の施設管理運営包括委託」について、委託評価を導入することとした。また、その他の契約についても、今後、新たに契約する際は導入することとした。

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成26年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

宮城県監査委員	中山耕一
宮城県監査委員	坂下賢
宮城県監査委員	工藤鏡子
宮城県監査委員	成田由加里

第1 監査結果の報告

平成26年度の包括外部監査の結果（県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成27年3月25日に包括外部監査人から報告があり、同年4月21日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

平成28年3月11日

第3 措置の内容

1 個別検出事項

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成26年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 投資計画 (1) 基本構想到 係る目標設定 の不備 【指摘】	施設整備の効率性の観点での目標設定が行われていない。基本構想が最少の経費で最大の効果を挙げる内容といえるか疑問である。 (P20)	「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づいた生活排水処理基本構想の見直しを今年度行い、効率的な运营管理のための整備計画を策定することとしている。
2	1 投資計画 (4) 社会資本総合 整備計画に係 る目標設定 の不備 【指摘】	県では社会資本総合整備計画を県ホームページにて公表しているが、事前評価の結果の公表が行われていない。 また、社会資本総合整備計画の目標や成果目標（定量的指標）に不整合が認められ、実効的な事業評価が行われているといえるか疑問である。 (P27)	事前評価の結果については、今後公表することとした。また、平成27年3月に社会資本総合整備計画を変更し、定量的指標を従前の長寿命化策定率から長寿命化計画達成率（長寿命化工事完成予定施設数の割合）としている。
3	1 投資計画 (6) 費用対効果 の過大算定	費用対効果の算定は投資計画の採択可否に影響する事項なのであるから、県が事業主体ではないと	国の事業効果算定マニュアルに基づき、事業計画の審査をこれまで実施してきたが、今後、更に適

<p>【意見】</p>	<p>はいえ、市町村への適切な関与が行われていたといえるか疑問である。(P33)</p>	<p>切な点検を実施することとした。</p>
<p>4 投資計画 (7) 計画処理人口の過大推計 【指摘】</p>	<p>計画処理人口の推計は投資計画の採択可否に影響する事項なのであるから、県が事業主体ではないとはいえず、市町村への適切な関与が行われていたといえるか疑問である。(P39)</p>	<p>農業集落排水施設等の整備又は改築にあたっては、地域の人口動態を踏まえた将来人口の検討を行い、適切な計画処理人口を設定するよう、事業主体である市町村に対し文書による指導を行った。</p>
<p>5 3 会計・財産 (4) 消費税の申告計算誤り 【指摘】</p>	<p>消費税申告計算上、維持管理費負担金返還金を「返還等対価に係る税額」として控除税額に反映されていぬ。このため、当該支出に係る控除税額が過小算定されており、結果として消費税額が過大申告となっている。(P65)</p>	<p>今後、返還金が発生した場合に、県からは課税支出として扱うこととし、返還を受ける市町村では課税収入として処理するよう改めて市町村へ説明を行い、県の納付する消費税から控除し納付することとする。</p>
<p>6 4 地方公会計 (1) 財務諸表の記載不備 【指摘】</p>	<p>平成24年度の財務書類4表のうち、流域下水道事業特別会計に係る財務数値を閲覧したところ、以下の記載不備が検出された。 ①被災施設の除却処理もれ ②土地の処理誤り (P72)</p>	<p>①被災施設の除却処理もれ 平成25年度の連結財務諸表において、対象施設に係る残存価格を算出し、適切に除却処理を行った。 ②土地の処理誤り 平成25年度の連結財務諸表において、用地取得費を償却対象資産の取得価格から控除するよう、過年度からの数値を修正した。</p>
<p>7 6 市町村に対する関与 (3) 不十分な補助金等の検査 【意見】</p>	<p>補助事業者における契約のうち、土地連への随意契約とする理由に疑問のある事案が検出された。(P97)</p>	<p>事業主体に対して契約方法の適正化に関する助言を適時に行うこととした。</p>

○宮城県監査委員告示第19号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第190条第1項、第2項及び第4項の規定により平成28年1月

から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成28年3月29日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下	藤	賢
宮城県監査委員	工	鏡	子	
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関
監査実施日

○総務部

地方機関

公文書館

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）

仙台南県税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。）

仙台中央県税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）

塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。）

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。）

北部県税事務所栗原地域事務所

気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。）

○環境生活部

地方機関

動物愛護センター

○保健福祉部

地方機関

仙南保健福祉事務所

北部保健福祉事務所

気仙沼保健福祉事務所

高等看護学校

さわらび学園

拓桃医療療育センター

○経済商工観光部

地方機関

2月24日

1月26日

1月27日

1月6日

1月6日

1月19日

1月19日

2月10日

3月2日

1月26日

1月19日

2月3日

2月22日

1月27日

1月27日

大河原地方振興事務所	1月19日	東北歴史博物館	2月25日
仙台地方振興事務所	1月28日	白石高等学校	2月22日
北部地方振興事務所	2月8日	角田高等学校	3月3日
北部地方振興事務所栗原地域事務所	1月12日	石巻高等学校	1月28日
東部地方振興事務所	1月26日	仙台二華高等学校	2月25日
東部地方振興事務所登米地域事務所	1月7日	仙台二華中学校	2月25日
気仙沼地方振興事務所	2月9日	松島高等学校	2月19日
松島公園管理事務所	3月2日	岩出山高等学校	1月15日
○農林水産部		泉高等学校	3月2日
地方機関		中新田高等学校	1月15日
病害虫防除所	1月20日	仙台向山高等学校	2月16日
仙台家畜保健衛生所	1月7日	仙台南高等学校	2月22日
王城寺原補償工事事務所	1月26日	仙台北高等学校	2月12日
○土木部		泉館山高等学校	2月29日
地方機関		利府高等学校	2月22日
大河原土木事務所	1月19日	石巻西高等学校	1月6日
仙台土木事務所	1月29日	仙台東高等学校	2月16日
北部土木事務所	2月8日	迫桜高等学校	1月13日
北部土木事務所栗原地域事務所	1月12日	農業高等学校	3月2日
東部土木事務所	1月26日	亘理高等学校	2月5日
東部土木事務所登米地域事務所	1月7日	石巻北高等学校	2月22日
気仙沼土木事務所	2月2日	上沼高等学校	2月16日
○教育庁		米山高等学校	1月29日
地方機関		水産高等学校	2月19日
仙台教育事務所	3月7日	工業高等学校	3月2日
北部教育事務所栗原地域事務所	2月19日	古川工業高等学校	3月4日
総合教育センター	2月19日	米谷工業高等学校	2月16日
図書館	2月4日	石巻商業高等学校	2月18日
美術館	3月3日	一迫商業高等学校	2月5日
松島自然の家	2月29日	視覚支援学校	2月18日
多賀城跡調査研究所	2月25日	聴覚支援学校	2月26日

合 計 316,190,851円
・ H25年度収入未済額

現年度分 114,876,766円
過年度分 295,621,539円

合 計 410,498,305円

(5) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H26年度収入未済額

現年度分 113,961,925円

過年度分 395,105,009円

合 計 509,066,934円

・ H25年度収入未済額

現年度分 111,361,352円

過年度分 432,602,756円

合 計 543,964,108円

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H26年度収入未済額

現年度分 22,605,363円

過年度分 65,706,244円

合 計 88,311,607円

・ H25年度収入未済額

現年度分 23,666,033円

過年度分 93,787,047円

合 計 117,453,080円

(7) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切

な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H26年度収入未済額

現年度分 39,124,790円

過年度分 126,125,838円

合 計 165,250,628円

・ H25年度収入未済額

現年度分 37,571,417円

過年度分 156,976,069円

合 計 194,547,486円

(8) 大河原土木事務所

委託料及び工事請負費の支出において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

委託料及び工事請負費について、誤った会計年度予算から支出したものを。

イ 平成25年度予算から支出すべきところ、平成26年度予算から支出したものを。

(イ) 委託料

・ 件数 1件

・ 金額 459,900円

(ロ) 工事請負費

・ 件数 2件

・ 金額 1,607,550円

ロ 平成26年度予算から支出すべきところ、平成27年度予算から支出したものを。

(イ) 委託料

・ 件数 1件

・ 金額 440円

(ロ) 工事請負費

・ 件数 2件

・ 金額 12,411,150円

(9) 利府高等学校

需用費において、支払遅延による運収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように

対策を講じられたい。

(内容)

公共料金振替口座に電気料を入金すべきところ、誤った口座に入金手続きしたため、口座引落不能となった結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・電気料金額 621,794円
- ・遅収加算額 18,106円

(10) 工業高等学校

イ 報酬において、支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤講師の報酬について、支給額の算定に誤りがあったもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 102,741円
- ・誤支給額 34,247円
- ・追給額 68,494円

ロ 需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

複写サービス料金について、契約内容と異なる金額の請求書により支出したものの。

- ・件数 23件
- ・正支出額 378,736円
- ・誤支出額 417,918円
- ・返納額 39,182円

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成二十八年三月二十九日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- (四) 一の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示するものとする。

平成二十八年三月二十九日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

二 指示をする期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 指示をする区域

宮城県全域